

P T A フェスティバル i n かのや 出店規約

鹿屋市P T A連絡協議会（以下「本協議会」）「P T Aフェスティバル i n かのや」において販売を行う団体（以下「出店者」）は、以下に記述する規約（以下「本規約」）に同意及び誓約した上で申し込みを行います。

本協議会は出店者が申込書を提出した時点で本規約を遵守するものとみなします。

1 規約の遵守

出店者はいかなる場合にも本規約を遵守しなくてはなりません。違反する行為・第三者への迷惑行為・公序良俗に反する行為・実行委員会の指示に従わない行為と主催者が判断した場合は、出店を拒否するものとします。

この場合、主催者は損害賠償の責を一切負いません。

2 出店の可否

出店の可否は本協議会の運営委員会により決定します。

3 飲食物の販売

- (1) 飲食物の販売については、別紙「食品販売取扱注意事項」を遵守し、徹底した衛生管理及び安全管理に努め、改善の指示があった場合は速やかに従います。
- (2) 飲食物の販売については、保健所への申請時と異なるものを販売しません。
- (3) 酒類は販売しません。
- (4) 検便提出は不要ですが、出店者にて検査を希望する場合は費用及び手続きを出店者が負担します。

4 中古品の販売

- (1) 中古品のリメイク品及び消費するとなくなるもの、または実体のないもの（食品、お酒、薬品、化粧品など、電子チケット、電子ギフト券など）を除き、中古品を有償で仕入れ利益を得る場合は、「古物商許可申請」を出店者にて行い、その費用を出店者が負担します。

5 設備・備品等

- (1) テントは本協議会と特別な取り決めがある場合を除き、各P T Aが持ち込みます。
- (2) テントは、2間×3間（約3.6m×5.4m）サイズ×1テントまでとし、小・中学校は1P T Aあたり3.6m×7.0mのサイト、高校は1P T Aあたり2テント分のサイトとします。
ただし、場合により本協議会と協議し、サイト数を変更することもあります。
- (3) テントは風で飛ばされないようにおもり等を付け、安全に配慮します。
- (4) 発電機は各P T Aで準備します。
- (5) 公園の水道は、調理用及び調理器具洗い用に使用できません。
- (6) 電気・火気を使用する場合の消火器は各P T Aで準備します。

6 搬入・搬出・設営

- (1) 下記に定める日時に、搬入・搬出許可証を掲示した車両を使用します。(現時点での予定)
 - ① テント搬入 令和6年11月1日(金)未定
令和6年11月2日(土)午前9:00まで
 - ② 販売品搬入 令和6年11月2日(土)午前7:30～午前9:00
 - ③ 搬出 令和6年11月2日(土)午後3:00(3:30の可能性あり)～午後5:00
- (2) 公園内は、人の歩行速度程度で徐行し、誘導員の指示に従い周囲に十分に注意して移動します。
- (3) 搬入・搬出許可証は出店団体説明会時に配布します。
- (4) 安全に十分に注意し設営及び撤去します。
- (5) 搬出時にゴミの確認を行い、会場に残さないようにします。
- (6) 搬入・搬出経路図(出店者説明会時に示します。)に従い、搬入・搬出を行います。

7 ごみの処理

会場にゴミ廃棄場所は設置しません。各店舗で排出したゴミは、各店舗が管理し破棄します。

8 安全

- (1) 出店者は火災等の事故が起きないように、安全に十分注意します。
- (2) 火災が起きた場合は、速やかに初期消火を行い、同時に本部に連絡します。
- (3) その他事故が起きた場合は、速やかに本部に報告します。
- (4) 第三者による犯罪を防止するため、店舗を無人にしません。

9 個人情報の扱い

- (1) 当日の出店の様子をおさめた写真は、主催者が運営管理するホームページや報告書に人物の顔をぼかし加工して使用することを承諾して参加するものとします。
- (2) 記録のため撮影した動画及び画像は本協議会事務局において管理し、他に譲りません。
- (3) 出店申し込みに関し得た情報を第三者に開示しないとともに不正に利用しません。
ただし、事故・災害等の緊急時は、必要に応じ開示します。

10 フェスティバルの中止

- (1) 中止の判断は会場部と実行委員長が中止基準に基づき行います。
- (2) 中止の場合は代表者に10月30日(水)の15時までに電話連絡します。
また、災害等の緊急時は前日もしくは当日に中止する場合があります。その時は随時緊急連絡をします。

11 免責

- (1) 本協議会の責めに帰することのできない事由による、搬出・搬入・駐車等移動時及び販売時の事故
- (2) 販売品、持参した機材及び貴重品の盗難・紛失
- (3) 自然災害等による、本協議会の責めに帰することのできない事由による機材の損傷
- (4) 天災、その他不可抗力が原因による会期変更・中止をした場合に生じた出店者および関係者の損害